

港長公示第 6-104 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 6 年 8 月 6 日

京 浜 港 長

荒川葛西橋付近における航泊の禁止について

京浜港東京区第 3 区荒川葛西橋付近において、花火の打上げが実施されることに伴い、下記により船舶（花火の打上げに従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和 6 年 8 月 12 日(月)16 時 30 分から花火の打上げが終了し、安全が確保されるまでの間（20 時 00 分を予定）

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次に結んだ線及び岸線により囲まれた水面

- | | | | |
|---|---------------------|----------------------|-------|
| イ | 北緯 35 度 40 分 11.8 秒 | 東経 139 度 50 分 38.3 秒 | （岸線上） |
| ロ | 北緯 35 度 40 分 11.2 秒 | 東経 139 度 50 分 48.3 秒 | |
| ハ | 北緯 35 度 40 分 02.2 秒 | 東経 139 度 50 分 47.5 秒 | |
| ニ | 北緯 35 度 40 分 02.7 秒 | 東経 139 度 50 分 37.6 秒 | （岸線上） |

3 標識

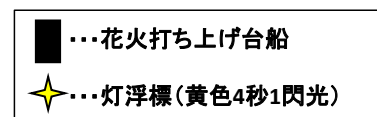
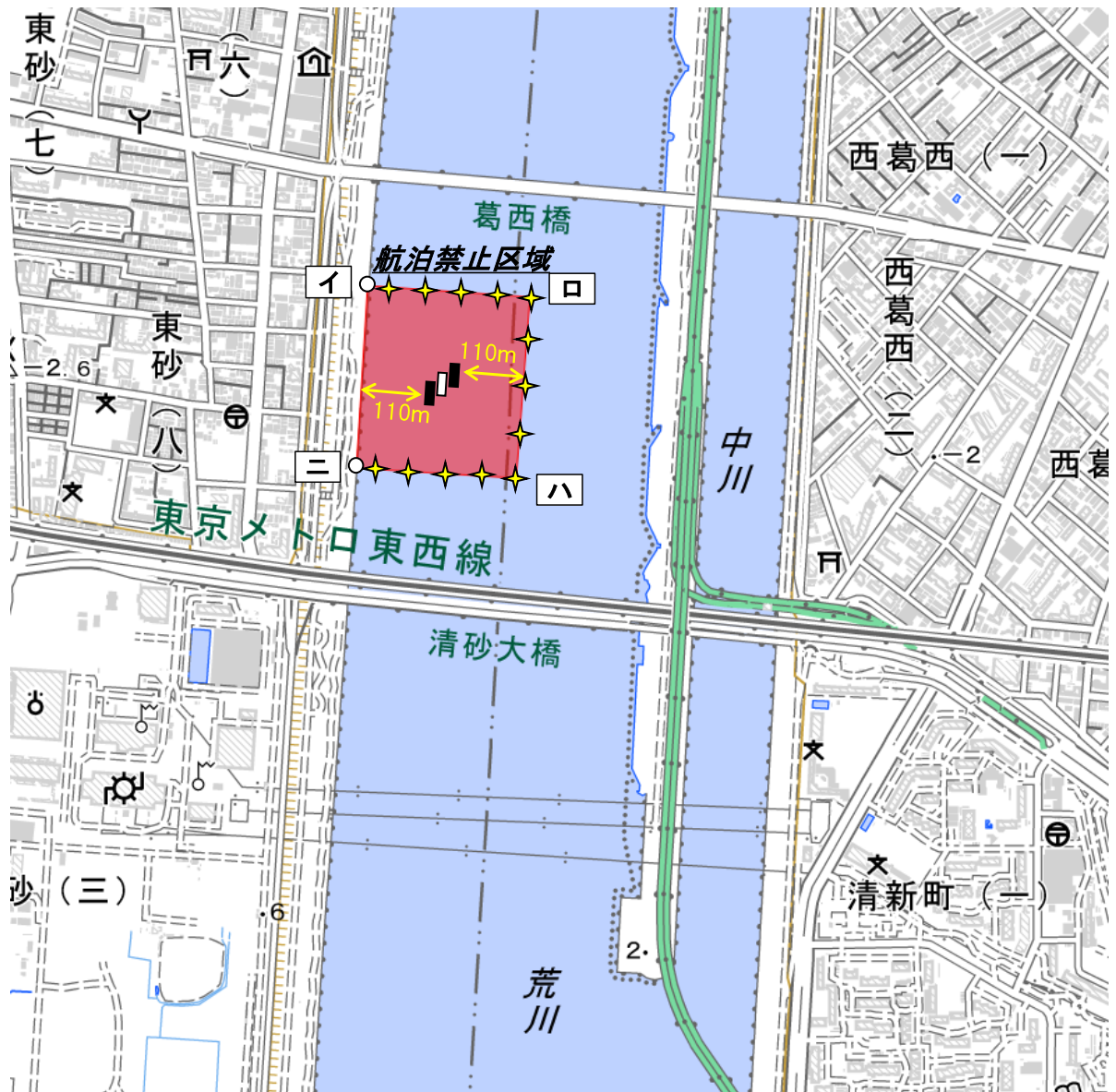
前記 2 の区域を明示するため、ロの地点とハの地点に各 1 基の灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光）、イの地点とロの地点の間及びハの地点とニの地点の間に各 4 基の灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光）並びにロの地点とハの地点の間に 3 基の灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光）が設置される。

4 その他

前記 2 の区域周辺には、警戒船 8 隻が配備される。

別図

令和6年8月12日(月)16時30分から花火打上げが終了し、安全が確認され、標識の撤去が開始されるまでの間(同日20時00分を予定)



次の各地点を順次結んだ線により囲まれた水面

イ、北緯35度40分11.8秒	東経139度50分38.3秒
ロ、北緯35度40分11.2秒	東経139度50分48.3秒
ハ、北緯35度40分02.2秒	東経139度50分47.5秒
ニ、北緯35度40分02.7秒	東経139度50分37.6秒